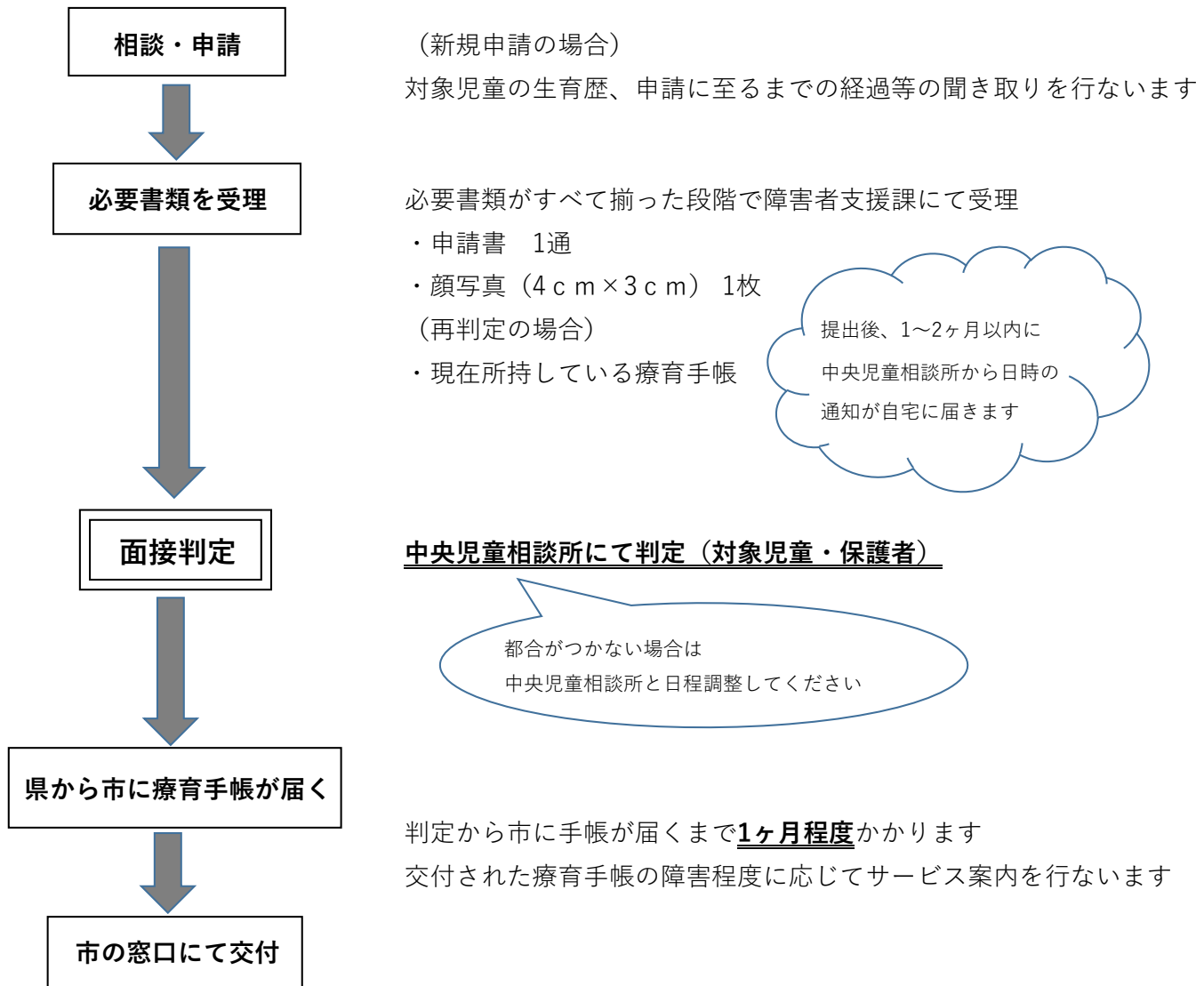


< 療育手帳が交付されるまでの流れ >

(18歳未満のお子さん向け)



◆ 注意点 ◆

療育手帳は数年ごとに再判定が必要となります。その際、中央児童相談所及び八千代市役所から連絡は行いませんので、手帳に記載されている次の判定年月を確認のうえ、3ヶ月程前までに申請をしてください。

(申請先は八千代市障害者支援課になります)